

EVバス・EVトラック導入促進事業実施要綱

(制定) 令和5年3月13日4産労産新第327号

第1 目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、自動車から排出される二酸化炭素等の削減を図るため、EVバス及びEVトラック等の導入を促進するために行う「EVバス・EVトラック導入促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

都は、EVバス、PHVバス、EVトラック及びPHVトラック（以下「EVバス等」とする。）を導入する者に対し、当該車両の購入に要する経費の一部を助成する。

第3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 EVバス 搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用せず、搭載された電池に外部から充電する機能を備え、検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）であって、乗車定員11人以上のもの
- 2 PHVバス 電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車であって、乗車定員11人以上のもの
- 3 EVトラック 搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用せず、搭載された電池に外部から充電する機能を備え、検査済自動車であって、車両総重量（架装物等動力構造以外の部分を変更した特種車等改造車にあつては、当該変更前の車両における車両総重量をいう。以下同じ。）が2.5t超のトラック
- 4 PHVトラック 電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車であって、車両総重量が2.5t超のトラック
- 5 旅客自動車運送事業者 旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業及び同号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業をいう。以下同じ。）を営業者
- 6 地方公共団体 地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に定めるもののうち、東京都内の市町村及び特別区
- 7 リース契約 EVバス等の貸主が、当該EVバスの借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該EVバス等を使用収益する権利を与え、借主は、当該E

Vバス等の使用料を貸主に支払う契約

- 8 リース事業者 リース契約に基づき、当該EVバス等を借主に貸し渡すことを業とする者
- 9 給電機能 外部給電機・V2H充放電設備を経由して又は車載コンセント(AC 100V/1500W)から電力を取り出せる機能

第4 本事業の具体的な内容

都は、次のとおりEVバス等の購入に要する経費の助成を行う。

1 助成対象者

助成金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 助成金の交付対象となるEVバス又はPHVバスを購入し、旅客自動車運送事業の用に供する旅客自動車運送事業者
- (2) 助成金の交付対象となるEVバス等（以下「助成対象車両」という。）を購入し、(1)の事業以外の事業の用に供する者（国、東京都及び個人を除く。）
- (3) 助成対象車両を購入した地方公共団体
- (4) 助成対象車両に係るリース契約を(1)から(3)までに該当する者と締結したリース事業者

2 助成対象車両の要件

助成対象車両は、次の要件を全て満たすものとする。

(1) EVバス・PHVバス

ア 環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業）」（以下「環境省補助」という。）実施要領別表第1（注2）に定める事前登録を受けて環境省補助の補助事業者が公表した車両であること。

イ 初度登録日（助成対象車両が初めて道路運送車両法第4条の規定により自動車登録ファイルに登録を受けた日をいう。以下同じ。）が令和5年4月1日から令和9年9月30日までの間にあるEVバス及びPHVバス（中古の輸入車を除く。）であること。

ウ 自動車検査証における使用の本拠の位置が東京都内にあること。

(2) EVトラック・PHVトラック

ア 環境省補助実施要領別表第1（注2）に定める事前登録を受けて環境省補助の補助事業者が公表した車両であること。

イ 初度登録日が令和5年4月1日から令和9年9月30日までの間にあるEVトラック及びPHVトラック（中古の輸入車を除く。）であること。

ウ 自動車検査証における使用の本拠の位置が東京都内にあること。

3 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象

車両の本体の購入及び後付けで給電機能を装備する場合の当該装備に要する費用（消費税及び地方消費税は除く。）とする。

4 助成金額

助成金の交付額（以下「助成金額」という。）は、環境省補助実施要領別表第1 4 基準額に2分の3を乗じた額に給電機能の装備に要する費用を加えた額又は2,300万円のいずれか低い金額とし、助成対象経費に国からの補助金を充当する場合にあっては、当該補助金の額を控除した額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、第4による助成金額の原資として出えんを行うものとする。
- 2 公社は、前項の出えん金を基に基金を造成し、都と公社で別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、1の出えん金のほか、公社に対し、次の事項を条件として、公社が造成する基金への出えん及び本事業を実施するために必要な業務に係る経費の補助を行う。
 - (1) 2の基金を原資として、第4 2による助成金の交付を行うこと。
 - (2) 本事業の周知に関する事務及び助成対象者に対する指導及び助言を行うこと。

第6 本事業の実施期間

- 1 第4による助成金の交付申請の募集は、令和5年度から令和8年度まで行う。
- 2 第4による助成金の交付は、令和5年度から令和9年度まで行う。

第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則（令和5年3月13日4産労産新第327号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。